

対象事業の選定の考え方について

行政事業レビュー実施要領（行政改革推進会議 令和5年3月31日策定）において示された対象事業の選定の考え方に従い、下の基準を踏まえ、それぞれの候補事業を選定。

<外部有識者点検対象事業>

- 以下の基準のいずれかに該当する事業
 - ア. 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）
 - イ. 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの（類似事業を継続する場合に限る）
 - ウ. 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第4部の1）の対象となったもの
 - エ. その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの、成果指標が定性的に設定されている事業など、その進捗状況について確認する必要があるもの
- 【行政事業レビュー実施要領第2部2（3）①】**
- 全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定
- 【行政事業レビュー実施要領第2部2（3）②】**
- 平成30年度に外部有識者による点検を実施し令和元年度以降実施していない事業も、原則対象とするよう留意

＜公開プロセス対象事業＞

○外部有識者点検対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当する事業

- ア. アウトカムの設定など、EBPM 的観点から点検する必要が高いもの
- イ. 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- ウ. 長期的又は経済的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- エ. 事業の執行等に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- オ. 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
- カ. その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

【行政事業レビュー実施要領第 2 部 3 (1) ①】

○論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

【行政事業レビュー実施要領第 2 部 3 (1) ②】

○公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で 1 億円未満のものについては対象としないものとする。

【行政事業レビュー実施要領第 2 部 3 (1) ③】